

## 【検討スケジュールについて】

○5年後見直しの具体的なイメージ

令和7年までに検討結果をまとめ、必要な対応を行う。

H30. 6. 13	食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）公布（平成30年改正）
H31. 4. 1	広域的な食中毒事案への対策強化施行
R2. 6. 1	一部施行
R3. 6. 1	営業許可・届出制度、自主回収報告制度、HACCPの完全施行
R4. 3. 30	第1回懇談会開催
R5. 5. 26	生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）公布
R5. 8. 23	第2回懇談会開催（平成30年改正の施行状況等）
R5. 秋	感染症対策部の設置に伴う健康・生活衛生局への移管
R5. 冬	第3回懇談会開催（予定）
R6. 4. 1	消費者庁への食品衛生基準行政の移管
R7～8年度中	H30年改正の施行状況を踏まえた検討結果に基づく対応